

# 青洲の風ヘルパーステーションかよいちょう館

< 平成 30 年 4 月 1 日 現在 >

## ■ サービス内容

事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯及び利用者の有する能力に応じて、双方話し合いのうえサービスを提供します。

### (1) 生活援助(要介護の方のみ)

- ① 掃除(利用者が使用される居室、トイレ、風呂など)
- ② 洗濯(洗濯、洗濯干し、取り入れ、収納、など)
- ③ ベットメイク(シーツ交換、カバー交換など)
- ④ 衣類の整理(夏冬の入替え、ボタンつけ、簡単な補修)
- ⑤ 一般的な調理、配膳、後片付け
- ⑥ 買物、薬の受け取り
- ⑦ その他

### (2) 身体介護(要介護の方のみ)

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ① 排泄介助(トイレ移動、オムツ交換など) | ② 食事介助              |
| ③ 清拭(全身清拭)            | ④ 部分浴(手浴、足浴、洗髪など)   |
| ⑤ 全身浴(入浴、シャワー浴)       | ⑥ 洗面等(洗面、歯磨き、うがいなど) |
| ⑦ 身体整容(日常的な身だしなみ)     | ⑧ 更衣介助              |
| ⑨ 体位交換                | ⑩ 移動・移乗介助           |
| ⑪ 通院・外出介助             | ⑫ 起床介助・就寝介助         |
| ⑬ 服薬介助                | ⑭ その他               |

### (3) 介護予防訪問介護(要支援の方のみ)

・自立支援を目的とした「身体介護」や「生活援助」等を行います。

### (4) その他のサービス

・介護保険に伴う相談、苦情、要望について対応いたします。

## 《注意事項》

次のようなサービスは、介護保険のサービスとして提供できませんので、ご了承下さい。

- ① 利用者の生業やボランティア活動の援助的な行為
  - ・商品の販売や農作業など
- ② 同居のご家族に対するサービス又はご家族が行うことが適当であると判断される行為
  - ・利用者以外の介護、洗濯、調理、買物、布団干しなど
  - ・利用者が使用される居室以外の掃除
  - ・来客への応対(お茶、食事の手配など)
  - ・自家用車の洗車、清掃など
- ③ 日常生活の援助に該当しない行為
  - ・草取り、花木の水やり、犬の散歩などペットの世話
  - ・家具、電気器具などの移動、修理、模様替え
  - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
  - ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
  - ・植木の剪定等の園芸
  - ・正月、節句などのために特別な手間をかけて行う調理など
- ④ 医療行為
  - ・別紙記載
- ⑤ 職業としての免許を必要とする行為
  - ・理美容行為、あんま、マッサージなど

## ■ 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、負担割合証に記載された割合でのご負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

#### ①介護事業

料金表		区分	単位数	基本料 8:00～18:00	利用者負担額 【1割】 (1回あたり)	利用者負担額 【2割】 (1回あたり)
身体 介護	20分未満	身体0	165	1,719円	172円	344円
	20分以上30分未満	身体1	248	2,584円	259円	517円
	30分以上60分未満	身体2	394	4,105円	411円	821円
生活 援助	20分以上45分未満	生活2	181	1,886円	189円	378円
	45分以上60分未満	生活3	223	2,323円	233円	465円

- ・上記料金は地域加算(6等級地・10.42)を乗じた金額を表示しています。
- ・上記基本料金に対して早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)は25%増し、深夜(22:00～6:00)は50%増しとなります。
- ・料金設定の基本となる時間は実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画書(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- ・指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内、もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定(同一建物減算1=10%減算)します。

#### ②総合事業(訪問型サービス)

料金表	訪問の目安	基本料	利用者負担額 【1割】	利用者負担額 【2割】
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度	12,170円	1,217円	2,434円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度	24,330円	2,433円	4,866円

- ・上記料金は地域加算(6等級地・10.42)を乗じた金額を表示しています。
- ・料金設定の基本となる時間は実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画書(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- ・指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内、もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定(=10%減算)します。

### (2) 加算

料金表	基本料金	利用者負担額 【1割】	利用者負担額 【2割】
初回加算	2,084円	209円	417円
処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7%を加算		

#### ①初回加算

- ・利用者が過去2か月に当該事業所からサービス提供を受けていない場合。
- ・新規の利用者に対して、初回に実施したサービス月と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問、もしくは他の訪問介護員と同行訪問した場合。

#### ②介護職員処遇改善加算Ⅰ

- ・所定単位数の13.7%を加算。  
(※介護職員処遇改善加算の所定単位数とは総単位数(基本サービス費+各種加算)のことで、訪問介護サービスはサービス別加算率13.7%となっています)

### (3) キャンセル料(サービスを中止される場合)(要介護の方のみ)

- \* キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。  
(連絡先 電話939-7802)
- \* キャンセルの連絡がなく訪問介護員が訪問し、利用者不在の場合、又は自己都合によるサービス中止の場合は下記の料金を頂きます。  
一律:2,000円(全額自己負担)

### (4) 交通費(全額自己負担)

- \* 外出、通院などの付き添い又は介助などを行うときの交通費につきましては、利用者負担となります。
- \* サービス提供地域以外にお住まいで利用者の希望によりサービスを利用される場合、所定の交通費(実費相当)をご負担いただきます。

### (5) その他の費用

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者のご負担となります。
  - ② 利用者の買物依頼時に、商品問い合わせに関する電話料金については、利用者のご負担となります。  
電話料金の支払いについては、訪問介護員とご相談ください。
  - ③ 料金のお支払方法  
毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、請求日から7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。
- \* 介護保険適用の場合でも、利用者の保険料滞納等により、保険給付金が当事業所に支払われない場合があります。その際は、いったん利用料全額をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、各市町村の窓口へ提出しますと差額の払い戻しを市町村より受けることができます。